

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 47 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

金融王立委員会の最終報告書

2019 年 2 月 4 日、金融機関の不正を追及した王立委員会（Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry）の最終報告書が公開されました。

最終報告書では、金融サービス提供の実態がないにもかかわらず顧客にサービス料を請求していた等の不正行為について、規制機関である ASIC 又は APRA へ報告し、規制機関が今後民事・刑事制裁の適否を判断するものとされています。オーストラリアのほぼ全ての大手金融機関が、不正行為の実施主体として列挙されました。

最終報告書が提唱する 76 件の改革推奨案には、住宅ローンブローカーに対する顧客利益最大化義務・ファイナンシャルアドバイザー規制の適用、金融アドバイスの提供に関する継続的フィーの年次更新義務、保険・退職年金商品の押し売りの禁止、規制機関の権限強化が含まれています。但し、同一金融機関が金融商品の提供とファイナンシャルアドバイスを提供することの禁止は推奨案に含まれませんでした。

政府は基本的にほぼ全ての推奨案に賛同する構えですが、住宅ローンブローカーの報酬を銀行ではなく借り手に支払わせる案については即時採用せず、ひとまずは生産性委員会のオーストラリア金融システムにおける競争に関する報告書（Competition in the Australian Financial System）の推奨案を採用し、様子を見る予定です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

重要インフラ安全保障法（外資投資規制）

2018年7月11日に発効した重要インフラ安全保障法（Security of Critical Infrastructure Act 2018）と規則に基づき、重要インフラ資産（電気・ガス・水・港湾等の施設）を保有又は運営する者は、2019年1月11日までに内務省に対する報告書の提出が義務付けられていました。今後も適時の報告書提出が求められます。

本稿では、報告書を作成するために必要な情報の収集方法を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

フランチャイズ規則上の開示義務違反（フランチャイズ法）

ここ数年、ACCC はフランチャイズ業界に対する監視を強めています。近時、ACCC がフランチャイジーに対する不十分な開示等の複数のフランチャイズ規則（Franchising Code of Conduct）違反を理由にフランチャイザーの Ultra Tune 社を提訴した事案で、オーストラリア連邦裁判所は、同社の違反を認めて約\$2.6M の支払いを命じました。フランチャイズ規則上は、開示義務の具体的な内容が明示されていないため、本判決は今後必要な開示の程度を理解する上で参考になるものです。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

倒産会社の取締役に対する D&O 保険（会社法）

近時、オーストラリア連邦裁判所は、D&O 保険において保険会社の支払を免責する insolvency exclusion（倒産危険補償対象外特約）の適用の有無が争われた事案で、取締役の行為が最終的に会社の倒産につながったとしても、会社の損害は倒産に基づくものではないと判断して、insolvency exclusion の適用範囲を制限的に解釈する判決を出しました（Kaboko Mining Limited v Van Heerden (No 3) [2018] FCA 2055）。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

複数の株主集団訴訟（会社法）

会社の単一の行為について複数の株主集団訴訟が提起される事例が増えてきています。会社としては対応する訴訟は一つに絞りたいと考えるのが通常ですが、近時の3つの判決は、裁判所が複数の株主集団訴訟のうち一つ以外を除いて訴訟手続を停止することに前向きであり、また、仮に複数訴訟を並行させるのであれば、被告会社のコストや手続負担を軽減することに前向きな姿勢であることを示しています。

本稿では、複数の株主集団訴訟に対する裁判所の対応方針について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

情報漏えい対策の強化（プライバシー法）

オーストラリア情報委員会（Office of the Australian Information Commissioner）は、今後数年間で、プライバシー法（Privacy Act 1988 (Cth)）が適用される機関による情報漏えい発生時の通知スキーム（Notifiable Data Breaches Scheme）の運用を強化することが見込まれています。

本稿では、規制強化を見越した十分な情報漏えい対策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

労使裁定のレビュー（労働法）

2009年フェア・ワーク法（Fair Work Act 2009 (Cth)）に基づく労使裁定（modern awards）の4年毎のレビューが完了に近づいています。

本稿では、この機会に、これまでに行われた労使裁定に関する重要な法改正をまとめて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

セミナーのご案内

第 24 回石炭投資促進セミナー（2019 年 3 月 1 日、東京）

加納弁護士が、2019 年 3 月 1 日に、昨年 11 月豪州クィーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources（Financial Provisioning） Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクト、および資源業界全体にどのような影響を与えるのかについて解説します。参加のお申し込みは、こちらの[リンク](#)先の JOGMEC のページから行うことができます。

豪州企業の買収と運営（2019 年 3 月 12 日、シドニー）

加納弁護士が、2019 年 3 月 12 日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説します。参加のお申し込みは、こちらの[リンク](#)先の参加申込書をダウンロードして行うことができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されましたのでお知らせいたします。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正を反映いたしました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com